

ちょっと

Q&A

組合税務相談室

教えて



税理士 山本 善通 氏

Question

出張旅費等とインボイス

当組合は、共同購買事業を主事業として事業展開をしていますが、組合職員の出張旅費等について、支払消費税の対応をする場合において、職員はインボイスの発行事業者ではないので、帳簿への記載のみで可能でしょうか？ また、実費精算による場合もあります。この場合はどうなりますか。概要を教えてください。

Answer

【概要】（本件については組合も一般的な株式会社等と扱いが同じですので、会社の例を掲載します）

従業員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われます。この金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所得税基本通達9-3に基づき判定しますので、所得税が非課税となる範囲内で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることとなります。

（国税庁 消費税仕入税額控除Q&A 問107より抜粋）

【所得税が非課税となる範囲について】

所得税が非課税になるかどうかの判定は、下記の通達を参考にしてください。

『法第9条第1項第4号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。』（所得税基本通達9-3）

【実費精算の出張旅費等について】

実費精算の場合については、令和6年4月に国税庁インボイスQ&A 107問-2として新たに追加されましたので、その「答え」を参考にしてください。

『この従業員に対する支給には、概算払によるもののほか、実費精算されるものも含まれますので、実費精算に係るものであっても、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。』

（参考） 実費精算が貴社により勤務先へ直接対価を支払っているものと同視し得る場合には、通常必要と認められる範囲か否かにかかわらず、他の課税仕入れと同様、一定の事項を記載した帳簿及び従業員の方から徴求した適格請求書等の保存により仕入税額控除を行うこととなります。

その際、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送など、一定の課税仕入れに当たるのであれば、当該帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。』